　第２４号議案

　　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

　品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１４年品川区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

　別表第１地区整備計画、再開発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画の部に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 広町地区地区整備計画 | 都市計画法第２０条第１項の規定により告示された広町地区地区計画（令和３年東京都告示第１４１１号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |

別表第２東品川四丁目地区地区整備計画の部Ａ街区の項、Ｂ街区の項、Ｃ街区の項およびＤ街区の項中「同条第５項第１号」を「同条第６項第１号」に改め、同表大崎駅西口地区地区整備計画の部Ｃ地区の項中「１０分の６５」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ３⑴の用途に供する部分を除くことができる。」を加え、同部Ｄ地区の項およびＦ南地区の項中「限る」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ３⑴の用途に供する部分を除くことができる」を加え、同表東五反田二丁目地区地区整備計画の部Ｂ地区の項中「１０分の１」を削り、同表東五反田二丁目第３地区地区整備計画の部Ａ地区の項中「１０分の６５」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ３⑴の用途に供する部分を除くことができる。」を加え、同部Ｂ地区の項中「限る」の次に「。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都取扱基準Ⅱ３⑴の用途に供する部分を除くことができる」を加え、同表に次のように加える。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 広町地区地区整備計画 | Ａ－１地区 | 風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供する建築物 |  |  |  |  | ５，０００平方メートル。ただし、駅舎、操車場その他鉄道輸送の用に供する建築物についいては、この限りでない。 | 計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性向上および円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの、これらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するものならびに歩行者の快適性および安全性を高めるための手すり、ひさしそ  の他これらに類するものについては、この限りでない。 | １２２．８メートル（Ｔ  ．Ｐ．からの高さとする。） | 採 |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| Ａ－２地区 | 風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供する建築物 | １０分の１０ |  |  |  | ５，０００平方メートル | 計画図に示す壁面の位置の数値。た　だ  し、歩行者の回遊性向上および円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの、これらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するものならびに歩行者の快適性および安全性を | ２７．３メートル（Ｔ  ．Ｐ．からの高さとする。） |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 高めるための手すり、ひさしその他これらに類するものについては、この限りでない。 |  |  |
|  | Ｂ－１地区 | 風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供する建築物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | Ｂ－２地区 | 風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に  供する建築物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | Ｃ地区 | 風営法第２条第６項から第１０項までに規定する営業の用に供する建築物 |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）広町地区地区整備計画の区域となった地区について、建築物の用途、敷地等に関する制限を定めるほか、規定を整備する必要がある。